

国分寺市まちづくり条例施行規則（平成 16
年規則第 75 号）別表第 3 の 3 の項に定める
下水道施設及び別表第 4 の 4 の項（第 62 条
関係）に定める雨水浸透施設に関する基準

国分寺市建設環境部下水道課

令和 4 年 8 月 1 日

水流出量を加えた流出総水量を上回る断面とする。

- (3) 北多摩一号処理区では流出総水量の 1.2 倍、北多摩二号処理区では流出総水量の 1.3 倍を超える管きよ断面を採用する。
- (4) 流速は、下流に行くに従い漸増させ、勾配は下流に行くに従い緩くなるようにする。最上流の管きよ 1 スパンの勾配は、1000 分の 7 を原則とする。また、流速は、計画下水量に対し原則として、最小 0.8m/秒、最大 3.0m/秒とする。なお、理想的な流速は、1.0~1.4m/秒である。
- (5) 管きよの断面形は、円形とする。また、最小管径は、250 mm とする。
- (6) 管きよの最小土被りは 1.3m とし、公共汚水ますの深さ及び取付け管延長、道路と宅地面の高さ等を精査し必要となる土被を確保する。
- (7) 管きよの基礎は、360° 砂基礎（下水道施設標準構造図の別図－1）とする。なお、地盤が埋め戻し土や軟弱地盤の場合は、耐荷力試験等を行ったうえ、下水道課と協議する。

5 管きよの接合及び段差

- (1) 管きよの接合方法は管頂接合を原則とする。なお、同一管径で人孔を設ける場合は 2 cm の段差を設ける。
- (2) 管きよの段差が 60 cm 以上になる場合は、副管を設置する。

6 人孔

- (1) 人孔は、管きよの起点及び方向又は勾配が変化する箇所、管きよの内径が変化する箇所、段差の生じる箇所及び管きよの会合する箇所に設ける。
- (2) 人孔の設置間隔は、管きよの清掃作業に機械力を十分に活用できる場合は、管きよ径 600mm 以下では最大 75m 以下とする。

一方、清掃用車両が進入できないような狭い道路や歩行者専用道路では、人力によるホース引き作業となるため、作業効率を良くする目的から人孔間隔を管径の 120 倍以下とする。

なお、東京都編・都市計画法の規定に基づく開発行為の許可等に関する審査基準では、「人孔の設置間隔は、管径の 120 倍以下とする。」と記載されているので、東京都と協議し、その指導に従うものとする。

- (3) 人孔の管きよ接続角度は、90° 以下とする。
- (4) 管の起点及び内径 600mm 以下の管の中間点並びに内径 450mm までの管の会合点は、組立 1 号人孔（内径 90cm 円形）（下水道施設標準構造図の別図－2）を標準とする。
- (5) 人孔用斜壁は、片斜壁を標準とする。
- (6) 人孔深が 2.0m を超える場合には、ロック付転落防止用梯子を設置する。

- (7) 人孔底部には、管きよの状態に応じたインバートを設ける。
- (8) 人孔調整用コンクリート又は調整リングは、高さ 10 cm以上とする。
- (9) 袋路地状道路に下水道管を埋設する場合、起点人孔中心位置が突き当たりより 2.0m手前とする。
- (10) 既設人孔に新設管を接続する場合、既設人孔躯体部のコンクリートを保護する目的から、接続高さにおいては側塊（斜壁，直壁），床版の目地部から新設管削孔上部まで最低 0.30m以上の残り代を，また，平面的には，接続する管きよ径に応じて形状別用途定められていることから，既設管外側から新設管削孔部まで 0.10m 以上の残り代を確保する（下水道施設標準構造図の参考図参照）。

7 公共汚水ます

- (1) 公共汚水ますは、道路内で道路境界線に合わせ設置することを標準とする。なお、道路境界線に合わせ設置することが困難な場合は下水道課と協議する。
- (2) ます形状は、宅地内最大延長（宅地の 2 辺の合計）に基づいて、下水道施設標準構造図の別表－ 2 により決定する。
- (3) 道路内への設置が適さないため宅地内に公共汚水ますを設置する場合の位置は、道路境界から近い位置とし塀等の構造物の支障にならない場所とする。

8 取付管

- (1) 取付管の平面配置は本管に対して直角とし、取付管の間隔は、1 m以上離れた位置（下水道施設標準構造図の別図－ 1）を標準とする。
- (2) 取付管の勾配は 1000 分の 10 以上とし、位置は本管の中心線から上方（下水道施設標準構造図の別図－ 1）に取り付ける。
- (3) 取付管の管種は硬質塩化ビニル管ゴム輪受け口片受け直管（VU）とし、管径は 150mm，基礎は 360° 砂基礎（下水道施設標準構造図の別図－ 1）を標準とする。
- (4) 取付管の延長は、水平距離 4 m以内を標準とする。

9 使用材料等

- (1) 工事に使用する製品（本管や支管の硬質塩化ビニル管，耐震継ぎ手，人孔ふた及び受枠，組立マンホールや汚水ます等のコンクリート製品）は，公益社団法人日本下水道協会の認定する認定工場で製造された製品を使用する。
 - ① 管きよ及び支管の管種は，下水道用硬質塩化ビニル管ゴム輪受け口片受け直管を標準とする。
 - ② 人孔ふた及び受枠は，次の機能を有する製品を使用する。
 - (イ) ふたは受枠に食い込む構造で，ふたの加工底面と受枠たな部に隙間があり，ガタ付を起こさない構造であり，互換性を有するものとする。

- (ロ) ふたと受枠は、蝶番により接続され、かつ、離脱が容易にできるものとする。
 - (ハ) ふた及び受枠は、第三者が容易に開閉できない機能を有すること。又、下水道管路施設の内部圧力によるふたの浮上防止機能を有し、土砂等の流入防止機能があるものとする。
 - (ニ) 受枠には、転落防止用の中ぶた（ロック付）として、あるいは昇降用の梯子として使用できる器具（専用の製品で、材質は SUS-304 とする。）の取付けが後施工でも可能な構造となっているものとする。
 - (ホ) ふたの表面は、製造会社独自の模様若しくは JIS 模様とし、中心に国分寺市の市章、周辺部に「下水」又は「げすい」を表示すること。なお、内面には製造会社名、製造年（西暦）を表示するものとする。
 - (ヘ) ふたの開閉は、手鍵により行えるものとする。なお、手鍵の構造図は係員に照会する。
 - (ト) 調整リング等と受枠の接合は、専用の取付け部材で高さ調整後固定し、高流動性、無収縮、超早強のセメント系モルタル材を使用し施工するものとする。
- (2) 人孔部上流側及び下流側に耐震継ぎ手を使用する。なお、耐震継ぎ手の性能基準は次表のとおりとする。

レベル 2 地震動の耐震計算による屈曲角 1° かつ管軸方向の ± 60 mm の変位が生じても、外水圧 0.10MPa 及び内水圧 0.05MPa に耐える止水性を有するもので、本体ゴムは JIS K6353（水道用ゴム）に準拠した物性を有するものとする。なお、（公財）日本下水道新技術機構の建設技術審査証明書及び技術審査証を添付する。
--

- (3) 人孔ふたの設置基準は、車道幅員 5.5m 以下の車道及び歩道には耐荷力 T-14 の人孔ふたを、車道幅員 5.5m を超える車道及び重車両が通過する歩道乗り入れ部については、耐荷力 T-25 の人孔ふたを使用する。
- (4) 交差点及び道路縦断勾配が 5% 以上の坂道に新設人孔を設置又は既設人孔を改修する場合は、スリップ防止型人孔ふたを使用する。
- (5) 工事に使用する製品（本管や支管の硬質塩化ビニル管、耐震継ぎ手、人孔ふた及び受枠、組立マンホールや汚水ます等のコンクリート製品）は、工事着手届とともに承認願を提出する。

10 安全対策

工事施工者は、建設工事公衆災害防止対策要綱や法令・規則を遵守し、土質・地下水位・環境条件等を考慮し安全に施工する。

11 排水施設計画図及び竣工図表題部の作成

- (1) 排水施設計画平面図・縦断面図の表示方法，記号名称は下水道施設標準構造図の別表－1並びに同構造図の参考図に示す。なお，申請時の排水施設計画図表題部は任意とするが，工事場所，図名，図番，縮尺及び作成機関は必ず表示する。
- (2) 排水施設計画図及び竣工図に使用する地盤高と管底高は，東京湾平均海面（TP）を基準とした高さで作成する。なお，既設管底高は，竣工図において変更しない。
- (3) 工事施工に際し，管きよの延長・高さが計画図面と異なった場合は，竣工図において訂正する。竣工図は，工事完了検査後2週間以内に提出する。
- (4) 竣工図の用紙は，白色上質紙（100g/㎡以上），大きさはA－2（420mm×594mm）を標準とする。
- (5) 推進等特殊工法で施工した場合は，その名称を記入する。（例 小口径推進○○工法 推進管1種管あるいは2種管など）
- (6) 組立人孔を使用した場合，使用材料製造会社の会社名を記入する。
- (7) 竣工図及び表題部の作成方法は，下水道施設標準構造図の別表－2並びに同構造図の参考図に示す。

第2 雨水浸透施設

- 1 雨水浸透施設の設置については，国分寺市雨水浸透ます設置事業要綱（平成2年4月1日要綱第1号）及び国分寺市雨水浸透施設技術基準による。
- 2 その他の注意点は次のとおりである。
 - (1) 雨水浸透施設からの排水設備への接続オーバーフロー管には，防臭目的で流出管口に挿し込み防臭弁を使用すること。
 - (2) オーバーフロー管は逆勾配にしない。
 - (3) オーバーフロー管の下流側ますへの接続は，滝落としを認める。ただし，コンクリートますに滝落とし接続する場合には，オーバーフロー管の管底をインバートの肩にすることを標準とする。

第3 公共基準点等の保全

国分寺市公共基準点及び地籍調査測量に係る基準点（三角点・多角点・接点・街区等）（以下「基準点」という。）は，建設環境部道路管理課が管理している。既設管への取付けや舗装等で基準点が支障となる場合は，建設環境部道路管理課と協議し，保全に努める。

第4 その他

本基準の参考図書である公益財団法人東京都都市づくり公社の下水道設計標準は、同公社のホームページ (<https://www.toshizukuri.or.jp/>) で、閲覧又はダウンロードができます。

付 則

この基準は、平成17年1月1日より施行する。(制定)

付 則

この基準は、平成23年7月1日より施行する。(改訂)

付 則

この基準は、平成23年11月1日より施行する。(改訂)

付 則

この基準は、平成24年4月1日より施行する。(改訂)

付 則

この基準は、平成25年4月1日より施行する。(改訂)

付 則

この基準は、令和3年4月1日より施行する。(改訂)

付 則

この基準は、令和4年8月1日より施行する。(改訂)